

令和 5 年 11 月作成

定年引上げに伴う組合員資格等の取り扱い

令和 6 年度末定年退職される方用
(令和 7 年 3 月 31 日付け定年退職者用)

(昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日生まれの方)

- I 令和 6 年度の組合員資格等の取り扱いについて
 - 1 組合員資格等について
 - 2 給付事業について
 - 3 貸付事業について
 - 4 その他事業について

- II 令和 6 年度末定年退職時の手続き等について
 - 1 退職慰労金等給付金の請求手続きについて
 - 2 貸付金の清算について
 - 3 退職互助部への継続加入について

(注意点)

記載の内容は、令和 5 年 10 月現在のものであります。法令、規程等の改正により変更が生じることがありますので予めご了承ください。

I 令和6年度の組合員資格等の取り扱いについて

令和6年度の組合員資格等は下記のとおりとなります。

1 組合員資格等について

(1) 組合員資格

現職組合員（一般組合員）として、令和6年度も組合員資格は退職まで引き続きます。

(2) 掛金・会費の額

給料月額7割措置後の給料月額の1000分の15になります。

2 給付事業について

令和5年度と同様に対象になります。

3 貸付事業について

(1) 既貸付の返済について

ア 令和5年度末現在に借用している貸付金については、令和6年度も（退職まで）給料控除による返済になります。

イ 返済状況の確認を希望される方は貸付担当までご連絡ください。（給料月額7割措置となりますので、毎月の返済額を再確認ください。）

(2) 新規貸付の利用

新規貸付を利用することができます。

4 その他事業について

令和5年度と同様に対象になります。

Ⅱ 令和6年度末定年退職時の手続き等について

定年退職時の互助組合への手続きは下記のとおりとなります。

令和6年度になりましたら、定年退職者あて退職時の手続きの通知、パンフレット等を送付予定です。（送付時期は未定）

1 退職慰労金等給付金の請求手続きについて

(1) 対象

すべての組合員

(2) 給付方法

請求方式

(3) 請求手続き

「退職慰労金等給付金請求書」を所属所経由で提出ください。

2 貸付金の清算について

利用している貸付金は、退職時に一括清算していただきます。

(1) 対象

貸付利用者

(2) 清算方法

ア 退職手当から控除します。

イ 退職手当から全額控除できなかった場合は、退職慰労金等給付金を貸付金残額に充当します。

ウ 退職慰労金等給付金を充当しても全額清算できなかった場合は、本人様あて請求書を送付します。

(3) 経過利息

退職日から全額完済されるまで1日ごとに経過利息が加算されます。

3 退職互助部への継続加入について

退職後の生活の安定と福利の増進を目的とした退職互助部に加入することができます。(希望者)

(1) 加入資格

ア 現職組合員（一般組合員）の在会期間が10年以上ある者

イ 上記アの者の配偶者（健康保険上の被扶養者を問わない）

ウ 加入期限

退職後6か月以内

(2) 加入会費

一人45万円（終身会費）

(3) 加入手続き

退職互助部「継続加入届」を提出ください。

(4) 事業内容

互助組合HP内の現職組合員用ページから「退職互助部について（動画）」をご視聴ください。